

作業主任者技能講習受講申込書

- | | | |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 足場の組立て等 | <input type="checkbox"/> コンクリート橋架設等 | <input type="checkbox"/> ずい道掘削（山岳・シールド） |
| <input type="checkbox"/> 地山の掘削及び土止め支保工 | <input type="checkbox"/> 鋼橋架設等 | <input type="checkbox"/> ずい道覆工 |
| <input type="checkbox"/> 型枠支保工の組立て等 | <input type="checkbox"/> コンクリート造の工作物の解体等 | |
| <input type="checkbox"/> 建築物等の鉄骨の組立て等 | <input type="checkbox"/> 木造建築物の組立て等 | <input type="checkbox"/> 酸素欠乏・硫化水素危険 |

※分会受付第 号

※受講番号	第 号	建災防会員、非会員の別 / 会 員 非会員	
(ふりがな) 氏 名	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)	
本 籍 地	都道府県	講習の一部免除希望の有無 (*証明書を添付すること)	有 無 ※資格 確認印
住 所	〒 都道 市 区 町 府県 郡 電話 () -		
標記作業の 経験年数	昭和 平成 年 月より 昭和 平成 年 月まで	年 月 日	
最 終 学 歴 (専攻学科まで)		卒 業	
経験年数が卒業後3年未満の場合のみ記入 (卒業証明書を添付すること)			
上記のとおり相違ないことを証明します。			
平成 年 月 日			
事業場所在地			
事業場名			
代表者等職氏名 (印)			
電話 () - FAX () -			
修了証 受領方法	手 郵 普通便 渡 送 簡易書留便	送付先 住 所	〒

平成 年 月 日

上記の受講資格ほか記載事項に相違ありません。 受講者氏名 (必ず受講者本人が自署すること) (印)

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

備考：*証明事項の訂正（太枠中）は、必ず事業主の証明印により行ってください。

*※印は記入しないでください。

*受講資格等については、支部及び分会に確認してください。

*技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を必ず添付してください。

*写真2枚（3.0cm×2.4cm）は3ヶ月以内に撮影した、単身・無帽・無背景・正面上三分身像のものを貼付してください。（サングラスは不可です。）

*この申込書に記載していただく氏名、生年月日、本籍等の各項目は法律で記入することが定められています。誤りのないように正確に記入してください。

なお、本申込書用紙にて当支部が知り得た個人情報、当該講習のためのものであり、受講者の同意なく目的外に利用しません。

*原則として、受講申込締切日以降の取消しは、受講料・テキスト代はお返しできませんので、ご了承ください。

*遅刻した場合は、受講できません。

*やむを得ず途中退場する場合は、事務局に了解を得て、早退してください。

写真2枚を添えて
申込んで下さい。
1枚は完全に貼付、
1枚は半面のみ貼付
写真裏面に氏名記入のこと
(3.0cm×2.4cm)

※修了証
番 号 第 号

※受付分会

建設業で働く皆さんへ

『危険ゼロ』の職場は、資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、安全作業に必要な知識と技能を身につけましょう！

広島労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会広島県支部

平成23年度 技能講習計画一覧表

作業主任者・玉掛け・運転技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	ずい道掘削(山岳・シールド)	実施場所	担当分会
4月 27～28日	三次市	三次	4月 20～21日	広島市	広島	7月 14～15日	広島市	支部
5月 10～11日	広島市	広島	5月 17～18日	三次市	三次			
17～18日	福山市	福山	6月 23～24日	呉市	呉	ずい道覆工	実施場所	担当分会
6月 8～9日	呉市	呉	8月 4～5日	三原市	三原	7月 26～27日	広島市	支部
28～29日	三原市	三原	9月 12～13日	広島市	広島			
7月 6～7日	広島市	広島	10月 13～14日	尾道市	尾道	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
14～15日	福山市	福山	12月 7～8日	福山市	福山	6月 17～18日・20日	広島市	支部
8月 9～10日	尾道市	尾道	14～15日	広島市	広島	9月 2～3日・5日	広島市	支部
9月 6～7日	広島市	広島	1月 26～27日	呉市	呉	12月 2～3日・5日	広島市	支部
28～29日	福山市	福山				2月 24～25日・27日	広島市	支部
10月 19～20日	三原市	三原	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会			
11月 8～9日	広島市	広島	6月 2～3日	三原市	三原	特例玉掛け技能	実施場所	担当分会
16～17日	福山市	福山	28～29日	広島市	広島	6月 16～18日	三次市	三次
12月 12～13日	呉市	呉	9月 6～7日	福山市	福山			
1月 17～18日	広島市	広島	2月 7～8日	広島市	広島	小型移動式クレーン	実施場所	担当分会
19～20日	三原市	三原				4月 13～15日	広島市	支部
2月 16～17日	福山市	福山	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会	6月 1～3日	広島市	支部
3月 5～6日	広島市	広島	8月 23～24日	三原市	三原	8月 24～26日	広島市	支部
			10月 25～26日	広島市	広島	10月 12～14日	広島市	支部
地山の掘削 及び土止め支保工	実施場所	担当分会	1月 12～13日	福山市	福山	12月 13～15日	広島市	支部
						2月 22～24日	広島市	支部
4月 12～14日	広島市	広島	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会			
6月 14～16日	広島市	広島	6月 6～7日	福山市	福山	高所作業車	実施場所	
15～17日	尾道市	尾道	10月 18～19日	広島市	広島	5月 20～21日	広島市・東広島市	
7月 20～22日	福山市	福山				7月 22～23日	広島市・東広島市	
8月 24～26日	三次市	三次	コンクリート橋架設等	実施場所	担当分会	9月 16～17日	広島市・東広島市	
9月 27～29日	広島市	広島	8月 2～3日	広島市	広島	10月 25～26日	三次市	
10月 26～28日	呉市	呉				11月 18～19日	広島市・東広島市	
11月 16～18日	三原市	三原	鋼橋架設等	実施場所	担当分会	1月 27～28日	広島市・東広島市	
12月 6～8日	広島市	広島	7月 11～12日	広島市	広島	3月 16～17日	広島市・東広島市	
3月 13～15日	広島市	広島						実施担当・支部

各種技能講習の受講資格と受講料

講習名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料	テキスト代
特例玉掛け技能	A. 玉掛け特別教育を修了後、吊り上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。 B. クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊り上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上の物の玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上就いた経験を有する者。	A.16,000 B.17,000	1,600
足場の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 21歳以上の者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は造船を専攻し卒業後、2年以上足場の組立て、解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	1,600
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める職業訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建設科又はさく井科の訓練を修了した者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、土木科又はさく井科の職業訓練指導員免許を受けた者。 土木施工管理技術検定合格者。 B. 技能講習規程第1条第2号、第4号及び第7号に定める訓練を修了した者及びとび1級又は2級の技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 建設業法施行令第27条に定める建設機械施工技術検定合格者（一部制限有り）。 C. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 地山特例 土止め支保工作業主任者技能講習修了者 土止め特例 地山の掘削作業主任者技能講習修了者	A. 7,000 B. 7,000 C.13,000	2,500
型枠支保工の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、型枠科、ブロック建築科の訓練修了者及びブロック建築又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、又は建築を専攻し卒業後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	1,900
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. コンクリート橋架設等作業主任者又は、鋼橋架設等作業主任者の技能講習修了者。 C. 建築物等の鉄骨の組立て等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、建築物等の鉄骨の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	1,800
コンクリート橋架設等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 鉄骨の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又は鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. コンクリート橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、コンクリート橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	1,800
鋼橋架設等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. 鋼橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、鋼橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	1,800
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定めるとび科の訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、工作物の解体等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	2,100

講習名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料	テキスト代
木造建築物の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、とび科、又はプレハブ建築科の訓練修了者及び建築大工又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、鉄骨の組立て等作業主任者又は建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者。 C. 構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、構造部材の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	1,500
ずい道等の掘削等作業主任者	A. 技能講習規程第1条第3号及び第4号に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める土木科の訓練、又は旧能開法第27条に定める探鉱若しくは土木科の訓練修了者。 B. 職業能力開発促進法第28条に定める、土木科又は旧能開法第28条に定める探鉱科の職業訓練指導員の免許を受けた者。 C. ずい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後2年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	4,200 (山岳編・シールド編)
ずい道等の覆工作業主任者	A. 技能講習規程第1条第2号及び第3号に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める土木科の訓練を修了した者（トンネルについての技能を専攻したものに限る）。 B. 職業能力開発促進法第28条に定める、土木科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後2年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有する者。	A. 7,000 B. 7,000 C. 9,000	2,100
小型移動式クレーン運転技能講習	A. クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許を受けた者。 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習修了者。 B. 建設業法施行令に定める建設機械施工技術検定の1級合格者（実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した者又は2級の技術検定で定められた第2種若しくは第6種の合格者）。 車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習修了者。 C. 下記の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。 つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務。 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務。 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務。 次に掲げるクレーン（移動式クレーンを除く）の運転の業務。 つり上げ荷重5トン未満のクレーン つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務。 つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務。 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務。 D. 全科目受講者（免除科目なし）。	A.(16時間) 31,000 B.(17時間) 35,000 C.(19時間) 34,000 D.(20時間) 38,000	1,500
高所作業車運転技能講習	A. 移動式クレーン運転士免許を受けた者、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。 B. 建設機械施行技術検定合格者。 大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は普通自動車運転免許を有する者。 フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）（基礎工用）、（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	A.(12時間) 28,000 B.(14時間) 30,000	1,800
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	受講資格なし (全科目受講)	13,000	1,800

上記受講料及びテキスト代には、消費税が含まれています。

受講者定員：学科 100名、実技 1単位 10名

テキストの価格は変更することがありますのでご了承ください。

詳細につきましては、「支部」及び「最寄りの分会」にお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会広島県支部 (082)228 - 8250 <http://www.jcosh-hiroshima.jp/>

広島県支部
各分会

広島分会 (082)228 - 8252
<http://www16.ocn.ne.jp/~hirobon/>

福山分会 (084)924 - 4320
<http://www4.ocn.ne.jp/~fukubun/>

呉分会 (0823)22 - 6886
三原分会 (0848)63 - 9920
尾道分会 (0848)22 - 8918
三次分会 (0824)62 - 4391
廿日市分会 (0829)31 - 0196